

○経済産業省令第二十号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

（中小企業等経営強化法施行規則の一部改正）

第一条 （略）

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改<br>正<br>後   | 改<br>正<br>前 |
|---|-------------|
| (事業継続力強化支援計画に係る認定の申請)<br><br>第一条 商工会又は商工会議所及び関係市町村（<br>商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）が法第五条第一 | 〔新設〕        |

項の規定により事業継続力強化支援計画に係る認定を受けようとする場合は、都道府県知事（）

当該商工会又は商工会議所の地区及び関係市町村を管轄する都道府県知事をいう。次条から第

五条までにおいて同じ。）に、様式第一による申請書及びその写しを提出しなければならない。

い。

2|| 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一|| 当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書

二|| 当該事業継続力強化支援計画について議決

をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるもの議事録の写し

三 前項の申請書に記載された経営指導員が次条第一項各号に規定する要件に該当することを証する書面

(事業継続力強化支援計画に係る経営指導員の要件)

第二条 法第五条第五項に規定する経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することについて都道府県知事の確認を受けた者であることとする。

〔新設〕

一 第七条第一項各号に規定する経営指導員の要件を満たす者

二 直近五年以内に小規模事業者に対して事業継続力強化に係る効果的かつ適切な指導を行うために必要な基礎的知識及び能力に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

2 前項の都道府県知事の確認は、法第五条第一項の認定と併せて行うものとする。

(経営指導員の照会)

第三条 都道府県知事は、前条第一項の確認のた

め必要な範囲内において、他の都道府県知事又

〔新設〕

は経済産業大臣に対し、当該確認に係る経営指導員に関する前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を照会することができる。この場合において、他の都道府県知事又は経済産業大臣は、当該照会に係る前条第一項又は第七条第一項の確認の結果を当該都道府県知事に通知するものとする。

(事業継続力強化支援計画の変更に係る認定の申請)

第四条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第六条第一項の規定により事業継続力強化支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合

〔新設〕

は、都道府県知事に、様式第二による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2|| 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる

書類を添付しなければならない。

一 事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類

二 当該変更について議決をした当該商工会又

は商工会議所の総会又は議員総会その他これ

に準ずるものとの議事録の写し

三 当該変更に伴い第一条第二項各号に掲げる

書類に変更があつたときは、その変更に係る

書類

(認定事業継続力強化支援計画の公表等)

**第五条** 都道府県知事は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定事業継続力強化支援計画の内容を公表するとともに、経済産業大臣に対し、その旨を電磁的方法（電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法をいう。）、書面その他の方法により通じるものとする。

〔新設〕

(経営発達支援計画に係る認定の申請)

(経営発達支援計画に係る認定の申請)

第六条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が

法第七条第一項の規定により経営発達支援計画

に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第三による申請書及びその写しを提出しなければならない。

第一条 商工会又は商工会議所が商工会及び商工

会議所による小規模事業者の支援に関する法律

(平成五年法律第五十一号。以下「法」とい

う。) 第五条第一項の規定により経営発達支援計画に係る認定を受けようとする場合は、経済

産業大臣に、様式第一による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 「略」

三 前項の申請書に記載された経営指導員が次

「新設」

条第一項各号に規定する要件に該当すること  
を証する書面

(経営発達支援計画に係る経営指導員の要件)

第七条 法第七条第五項に規定する経済産業省令  
で定める要件は、次の各号のいずれにも該当す  
ることについて経済産業大臣の確認を受けた者  
であることとする。

- 一 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議  
所若しくは日本商工会議所その他商工会議所  
を構成員とする団体の役員又は職員である者
- 二 直近五年以内に中小企業診断士の登録等及  
び試験に関する規則（平成十二年通商産業省

〔新設〕

令第百九十二号) 第四十条各号に規定する科目に係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したもの修了した者

三 直近五年以内に地方公共団体の行政事務に

係る基礎的知識に関する講習として中小企業庁長官が指定したものを修了した者

四 小規模事業者の経営に係る指導及び助言に

関する三年以上の実務の経験を有する者

五 次に掲げる者のいずれにも該当しない者

イ 心身の故障により経営指導員の業務を行うことができない者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱

い者又は外国の法令上これと同様に取り扱

われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

二 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ホ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

前項の経済産業大臣の確認は、法第七条第一項の認定と併せて行うものとする。

(経営発達支援計画の変更に係る認定の申請)

第八条 商工会又は商工会議所及び関係市町村が法第八条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第四による申請書及びその写しを提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 「略」

三 当該変更に伴い第六条第二項各号に掲げる

(経営発達支援計画の変更に係る認定の申請)

第二条 商工会又は商工会議所が法第六条第一項の規定により経営発達支援計画の変更に係る認定を受けようとする場合は、経済産業大臣に、様式第二による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 「略」

三 当該変更に伴い前条第二項に掲げる書類に

書類に変更があつたときは、その変更に係る

変更があつたときは、その変更に係る書類

## 書類

(認定経営発達支援計画の公表)

第九条 経済産業大臣は、法第七条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所及び関係市町村の名称並びに当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

(経営指導員要領の作成等)

第十条 中小企業庁長官は、第一条から第三条ま

で、第六条及び第七条に掲げるもののほか、経

(認定経営発達支援計画の公表)

第三条 経済産業大臣は、法第五条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付、当該認定を受けた商工会又は商工会議所の名称及び当該認定経営発達支援計画の内容を公表するものとする。

〔新設〕

（経営指導員による情報の提供及び助言の的確な実施を確保するために必要な事項を定めた要領）次項において「経営指導員要領」という。）を作成するものとする。

2 中小企業庁長官は、経営指導員要領を作成しようとするとときは、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。

（基盤施設計画に係る認定の申請）

第四条 商工会若しくは商工会連合会又は商工会議所若しくは日本商工会議所（以下「商工会等」という。）が法第七条第一項又は第二項の規定により基盤施設計画に係る認定を受けようと

「削る」

する場合において、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所にあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条において同じ。）に、全国商工会連合会又は日本商工会議所（以下「全国団体」という。）にあつては経済産業大臣に、それぞれ様式第三による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2||

前項の申請書及びその写しには、商工会等が

基盤施設事業を実施する場合にあつては次の第一号から第四号までに掲げる書類を、商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあつては次の第一号から第七号までに掲げる書類をそれぞれ添付しなければならない。

- 一 当該商工会等の定款
- 二 当該商工会等の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び收支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書
- 三 当該基盤施設計画について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し

四 設置する施設の配置及び構造を示す図面

五 当該基盤施設事業の全部又は一部を実施する商工会等以外の者（以下「商工会等以外の実施者」という。）の定款

六 当該商工会等以外の実施者の最近三期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書、最終の財産目録並びに事業計画書

七 当該商工会等以外の実施者に出資し、又は拠出しているすべての者の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び主たる事業として営む事業の種類を記載した名簿

---

〔削る〕

(基盤施設計画の変更に係る認定の申請)

第五条 商工会等が法第八条第一項の規定により基盤施設計画の変更に係る認定を受けようとする場合において、商工会若しくは都道府県商工会連合会又は商工会議所につてはその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に、全国団体につては経済産業大臣に、それぞれ様式第四による申請書及びその写し二通を提出しなければならない。

2 前項の申請書及びその写しには、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基盤施設計画の実施状況を記載した書類

---

二 当該変更について議決をした当該商工会等の総会、議員総会又は会員総会の議事録の写し

三 当該変更に伴い前条第二項に掲げる書類に変更があつたときは、その変更に係る書類

(条例等に係る適用除外)

〔削る〕

第六条 前二条（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

**備考** 表中の「」は注記である。

様式第三及び様式第四を削る。

様式第二を次のように改め、同様式を様式第四とする。

〔ファイル②様式第四を挿入〕

様式第一を次のように改め、同様式を様式第三とする。

〔ファイル②様式第三を挿入〕

様式第三の前に次の二様式を加える。

〔ファイル②様式第一及び様式第二を挿入〕

(商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき全国商工会連合会及び日本商工  
会議所が行う債務の保証に係る財務及び会計に関する省令の廃止)

**第三条** (略)

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部改正)

第四条（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第五条（略）

附 則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。